

令和 8 年度

最新情報は太田市ホームページをご確認ください。▶



## 太田市不妊治療費助成のご案内

### 【生殖補助医療を除くその他の不妊治療】

太田市では生殖補助医療（体外受精又は顕微授精）を除くその他の不妊治療を受けている方に対し、その保険適用外の治療に要する費用の一部を助成します。

#### 【対象者】

法律上の婚姻関係にある夫婦(事実婚を含む)であって次に掲げる要件のいずれにも該当する方

1. 夫婦のいずれか一方が本市に居住し、かつ、助成金の交付の申請をする日において、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されていること。
2. 日本国内の医療機関で、医師による不妊治療を行っていること。
3. 助成金の交付の申請をする日において、本市の市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
4. 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること。

#### 【助成額】

- ・一つの継続した生殖補助医療を除く不妊治療に係る費用の保険適用外負担額について5万円まで。
  - ・1年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）あたり1回。
- ※令和8年度から通算年度回数の制限を撤廃しました。令和7年度までに通算5年度分申請した方も申請できます。

#### 【対象となる治療】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに行った、保険診療分の治療および生殖補助医療（体外受精または顕微授精）を除く不妊治療で、診察、検査、処置、投薬など医師が必要と認めた治療。

〈対象とならない治療〉

- ・保険診療負担額、文書作成料、入院時差額ベッド代・食事代、がん検診、サプリメント代等
- ・夫婦以外の第三者の精子提供による人工授精

#### 【申請方法・期限】

令和9年3月31日までに、必要書類（裏面に記載）をそろえて、いずれかの保健センターへ申請してください。

※医療機関において証明書の発行に時間を要します。期限に間に合うように書類をご準備ください。

※申請受付には、時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください。

#### 【申請受付及び問い合わせ先】

□太田市保健センター 太田市飯田町818 TEL0276-46-5115 FAX0276-46-5293

□新田保健センター（エアリススペース内）  
太田市新田金井町6-1 TEL0276-57-2651

裏面へ続きます→→→

## 【申請に必要なもの】

- 申請に必要な書類は、太田市ホームページからダウンロードできます。また、各保健センターにもありますのでご利用ください。
- 必要なものがそろっていない場合、申請を受付できません。

### 1. 不妊治療費助成金認定交付申請書（その他の不妊治療） 1枚

### 2. 不妊治療費助成金認定証明書（その他の不妊治療） 1枚

※不妊治療を受けている医療機関からの紹介により、他の医療機関で不妊治療を実施した場合は、それぞれの医療機関の証明書をあわせて提出することもできます。その際は、不妊治療主治医の紹介であることの記載が必要です。

### 3. 太田市税等完納照合票（発行日から3か月以内） [夫婦それぞれのもの]

※市税等の滞納がないことを確認するための書類です。（市外の方も太田市税の未納がないか確認するため必要になります）

※所定の用紙をお持ちになり、太田市役所収納課で照合を受けてください。サービスセンター・行政センターでは照合できません。窓口には本人確認ができるもの（運転免許証等）と、印鑑をお持ちください。（費用は無料）

### 4. 加入している医療保険が確認できる書類のコピー [夫婦それぞれのもの]

※マイナ保険証（マイナンバーカード）では、医療保険の加入関係を確認することができないことから下のいずれかをご提出ください。

- (1)加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」のコピー
- (2)マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面（PDF）」を印刷したもの

### 5. 不妊治療費の領収書、診療明細書（原本）

※証明書の**保険適用外負担額**に対応する領収書をお持ちください。申請済印押印後コピーを取り、お返しします。

※治療内容の確認の為、診療明細書又は請求書等も必ずお持ちください。紛失等で治療内容が確認できない場合は助成できません。

### 6. 振込先口座の通帳（表紙裏）または口座情報が分かるもののコピー

※ネット銀行の方は口座情報画面を印刷してお持ちください

※夫婦どちらかの名義のもの。ただし夫婦が別住所の場合、太田市に住民登録がある方の名義のもの。旧姓の口座は使えません。

### 7. 印鑑 ※朱肉を使うもので、申請者印に使用するもの。夫婦同一でも可。

### 8. 夫婦が別住所の場合は、戸籍の全部事項証明書（発行日から3か月以内）

### 9. 事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書と夫婦それぞれの戸籍の全部事項証明書

※8と9は原則として治療1回につき1通必要ですが、同日に生殖補助医療の助成申請をする場合に限り、1通でも可とします。